

道路関係四公団民営化

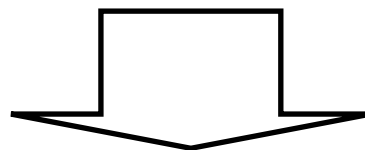
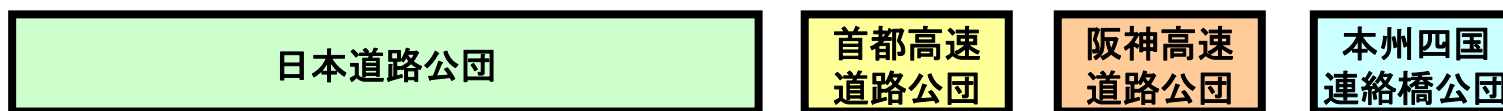
平成14年 6月7日 道路関係四公団民営化推進委員会
設置法成立

平成16年 6月9日 道路関係四公団民営化関係四法が公布

平成17年10月1日 高速道路株式会社、独立行政法人日本
高速道路保有・債務返済機構の設立

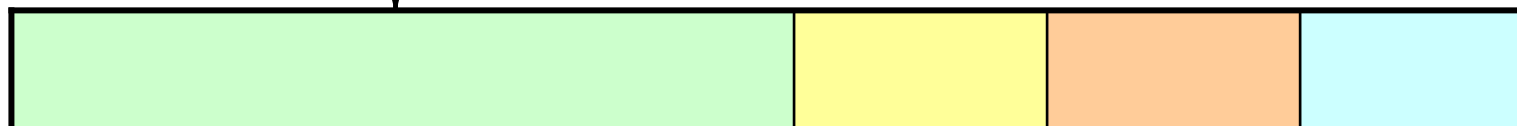
道路関係四公団民営化法案の概要

【民営化のイメージ】



【会社】高速道路の建設・管理・料金徴収

※ 経営安定化時、
西日本会社と合併

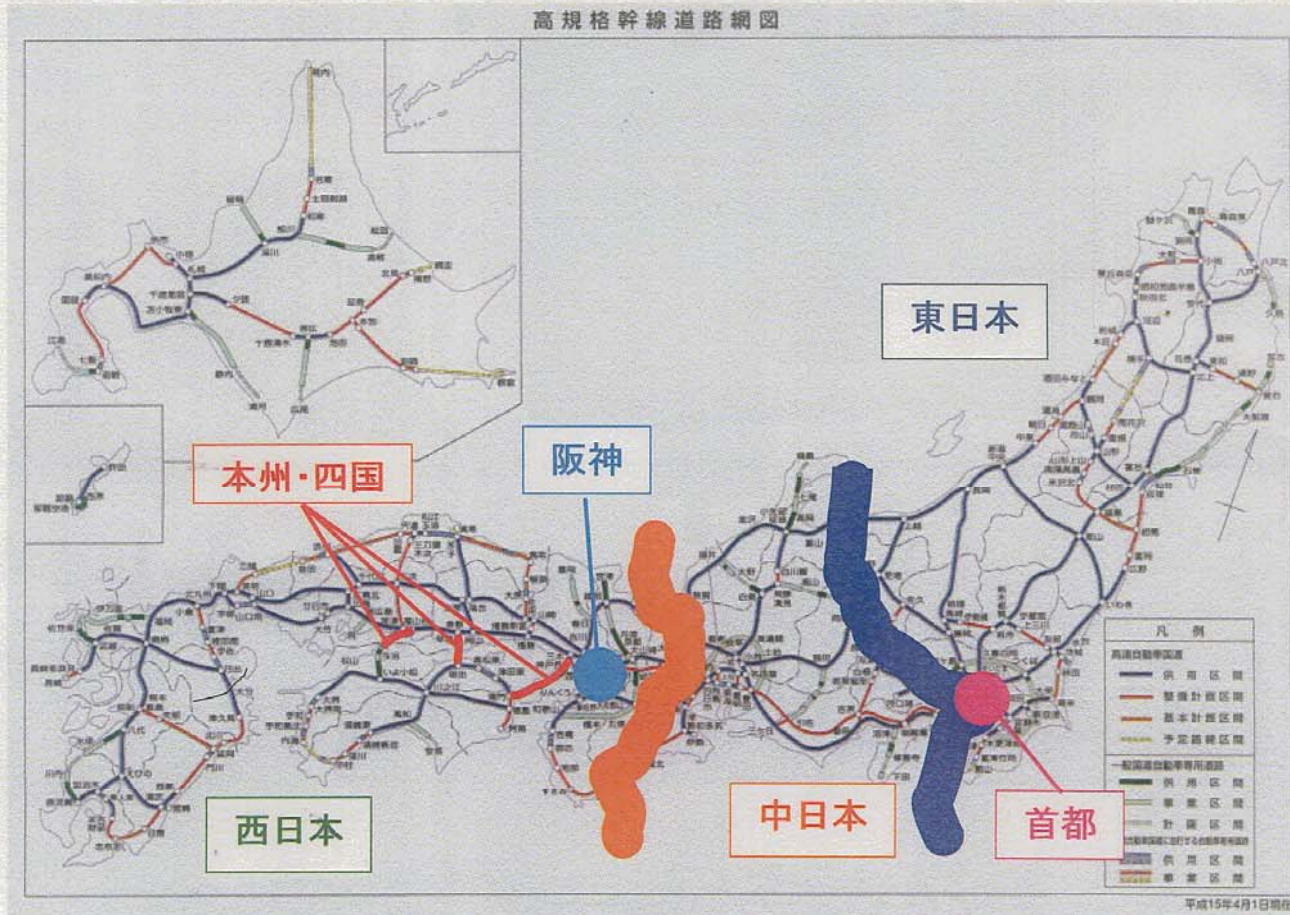


【機構】高速道路の保有・債務返済

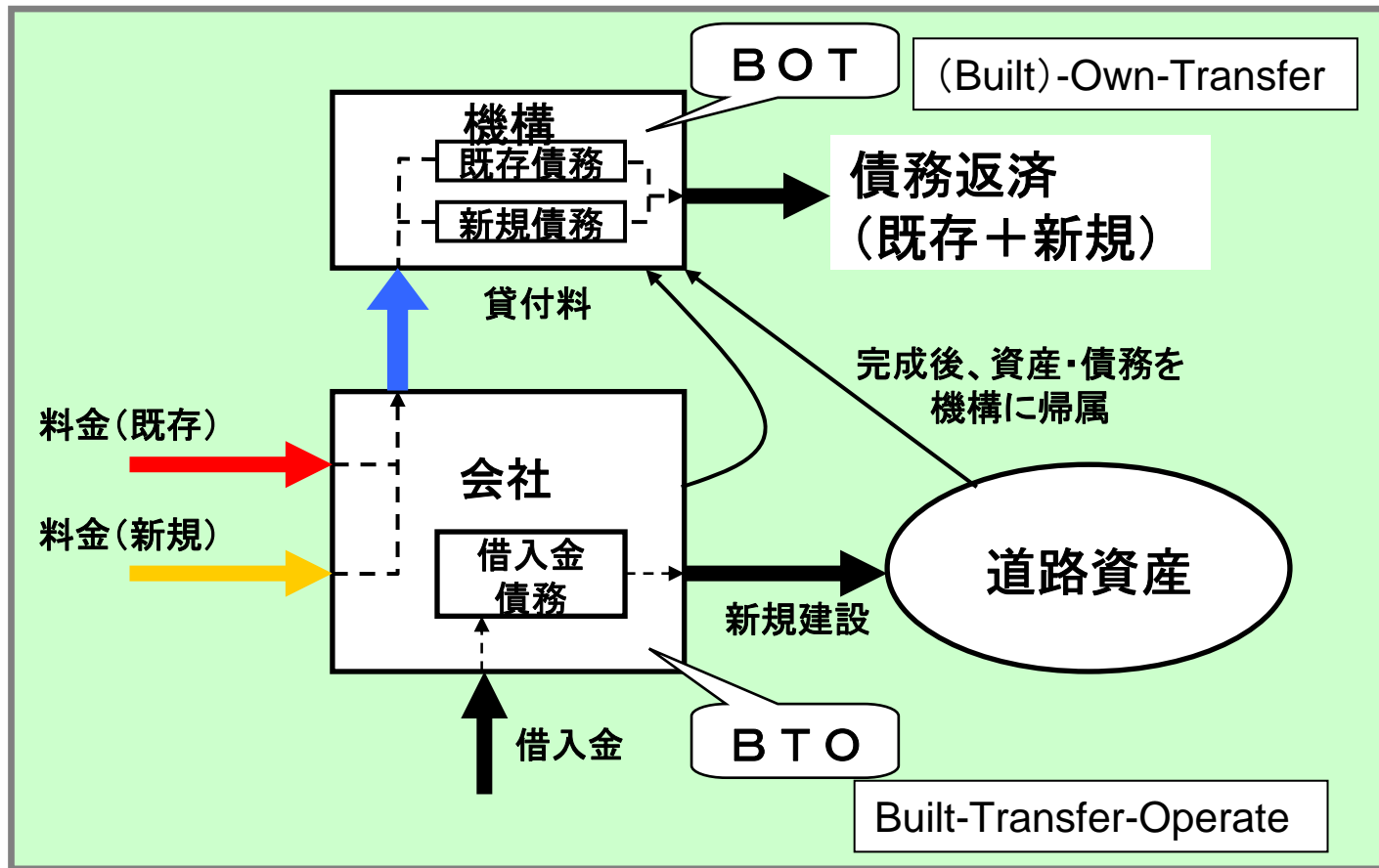
- ・ 高速道路の建設・管理・料金徴収を行う特殊会社を設立。
- ・ 政府は、総株主の議決権の3分の1以上の株式を保有。
- ・ 当分の間、政府の債務保証が可能。

地域分割イメージ

地域分割イメージ



【資金の流れ】



- ・ 高速道路に係る**道路資産の保有・貸付け、債務の早期の確実な返済等**を行う独立行政法人として日本高速道路保有・債務返済**機構を設立**。
- ・ **民営化から45年後までに、債務の返済を完了させ、解散**。
- ・ 貸付料の額は、債務の返済に要する費用等を貸付期間内に償うよう設定。

公共工事の品質確保の促進に 関する法律 … 「品確法」

- | | |
|------------|---------------------------|
| 平成16年11月 | 議員立法として臨時国会に提出 |
| 平成17年 1月 | 衆議院国土交通委員長提案として通常
国会提出 |
| 平成17年3月30日 | 同法可決成立 |
| 平成17年4月 1日 | 同法施行 |
| 平成17年8月26日 | 「基本方針」 閣議決定 |

公共工事の品質確保の促進に関する法律 (概要)

公共工事の品質確保の関
する基本理念および発注
者の責務の明確化

公共工事の品質は、価格
および品質が総合的にす
ぐれた内容の契約がなされ
ることにより確保されなけ
ればならないことを明記
(第3条第2項)

「価格競争」から「価格と
品質で総合的に優れた調
達」への転換

- ・工事の経験等、技術能
力に関する事項を審査
(第11条)
- ・技術提案を求める入札
(第12条)
- ・技術提案についての改
善が可能(第13条)
- ・技術提案の審査の結果を
踏まえた予定価格の作成
(第14条)

発注者をサポートする
仕組みの明確化

・外部支援の活用によ
る発注者支援(第15条)

政府の策定する「基本方針」に基づき、各発注者は必要な措置を講ずる(第8条)

品確法 基本方針

1. 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

- ・低入札工事の増加、事故や手抜き工事の発生、
下請け業者や労働者へのしわ寄せ
- ・技術職員が不在等の脆弱な体制の発注者

公共工事の品質低下
に対する懸念

- ・競争参加者の技術的能力の審査
- ・品質の向上に係る技術提案
- ・価格と技術提案を総合的に評価

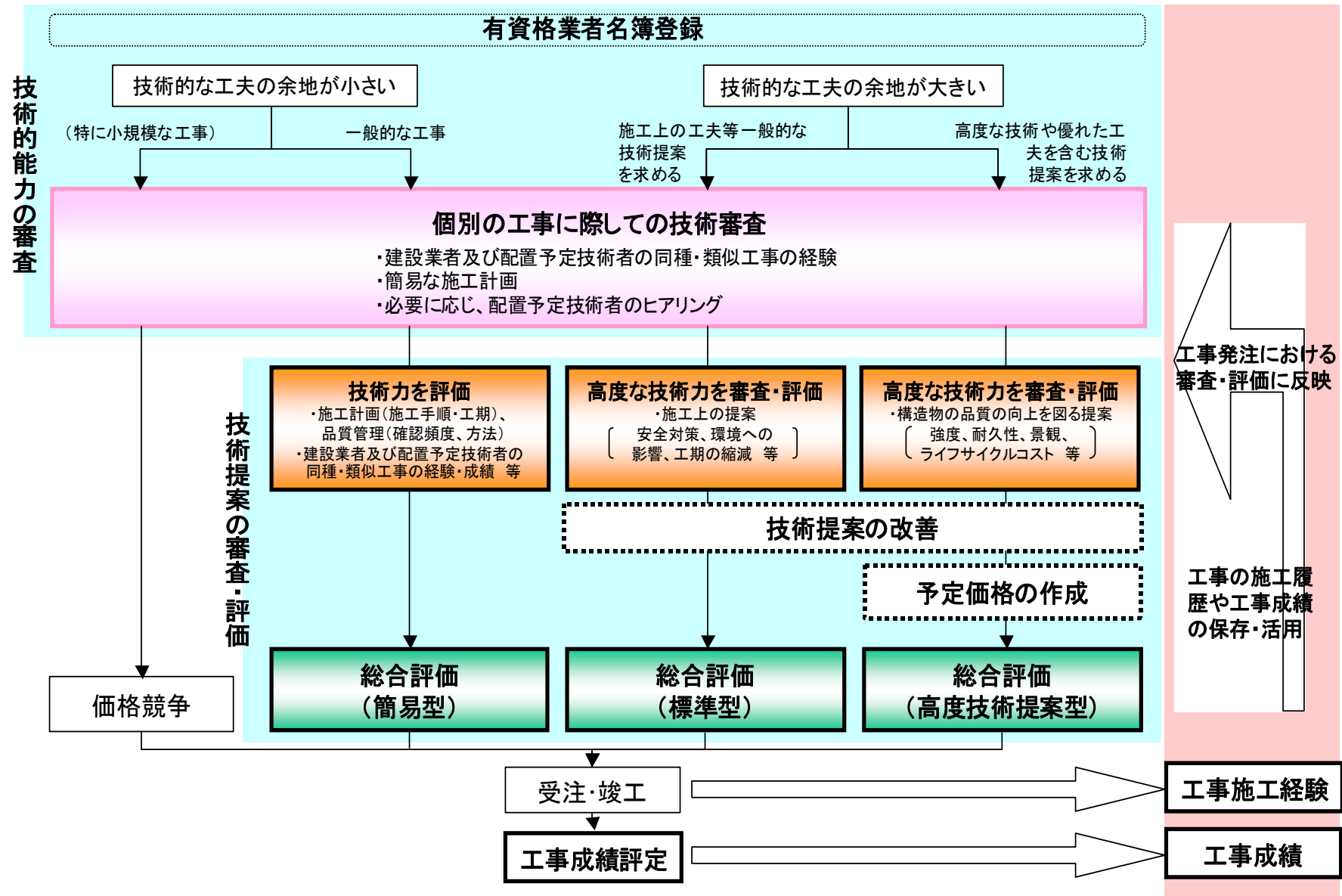
品質確保対策

- ・目的物の品質確保
- ・技術力のある業者を選定
- ・民間企業の高度な技術提案を活用
- ・価格以外を考慮した競争

- ・施工不良、工事の安全性の低下を防止
- ・一括下請負等の不正行為を防止
- ・不良・不適格業者を排除

- ・環境改善、構造物の長寿命化、工期短縮
- ・一定のコストに対する品質向上

- ・談合防止



※技術提案：一般的な工事においては、簡易な施工計画、品質管理等についての提案を求める。

技術的な工夫の余地が大きい場合は、上記に加え、施工上の提案、工事目的物の品質の向上に関する高度な提案を求める。

※審査：施工能力の適格性を確認する。 評価：技術提案の点数付けを行う。

近畿地方整備局 総合評価委員会

(「学」を中心とした
有識者で構成)

- ①総合評価方式の実施方針に関すること
- ②複数の工事に共通する評価方法に関すること
- ③必要に応じて個別箇所の評価方法や落札者の決定に関すること

専門部会 (「学」で構成)

高度技術提案型の工事単位に部会を設立

事例)

トンネル工事

PC上部工事

PC上・下部工事

福井県域、滋賀県域、京都府域、
大阪府域、兵庫県域、奈良県域、
和歌山県域 総合評価委員会

(「学」を中心とした有識者で構成)

- ①複数の工事に共通する評価方法に関すること
- ②必要に応じて個別箇所の評価方法や落札者の決定に関すること

近畿地方整備局総合評価委員会委員

平成18年1月21日設立

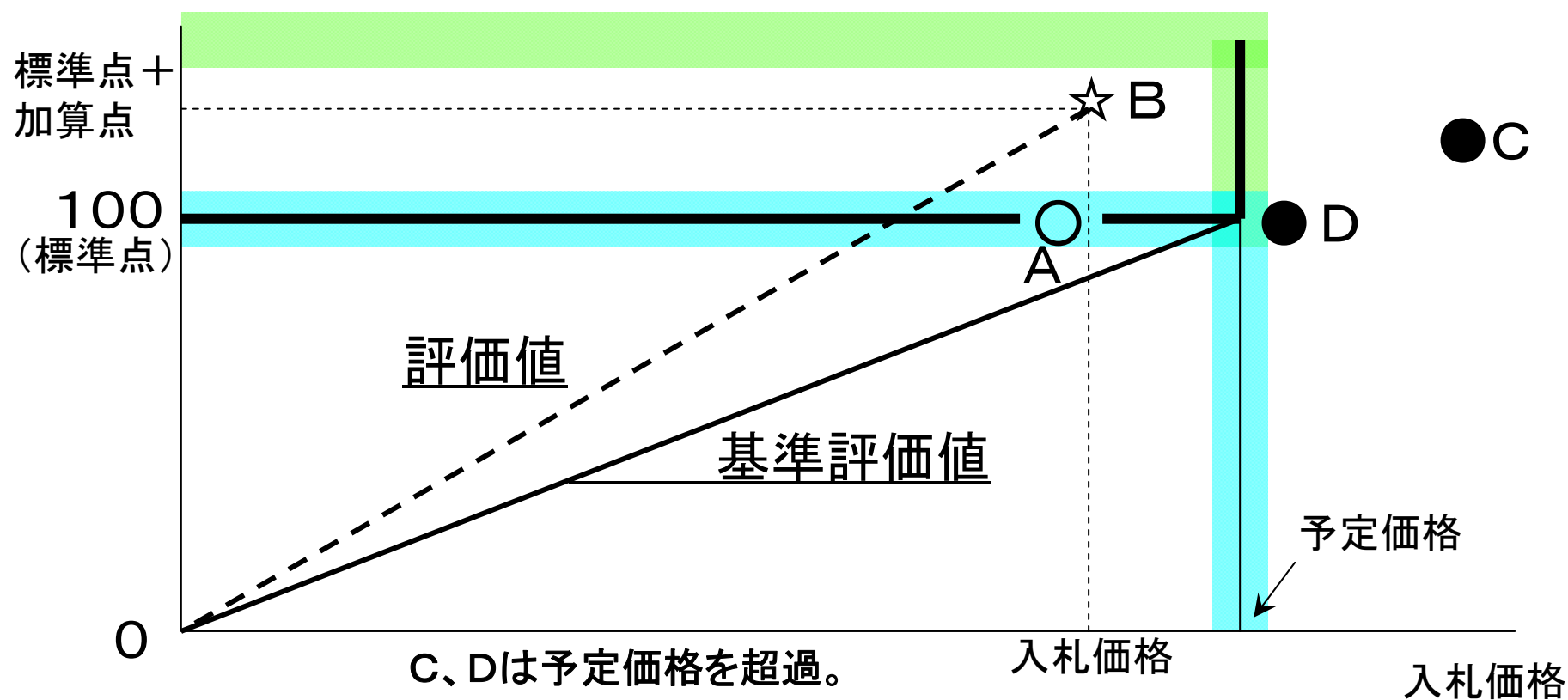
氏名	所 属	
井上 晋	大阪工業大学工学部	教授
大西 有三	京都大学大学院工学研究科	教授
角 哲也	京都大学大学院工学研究科	助教授
奈良 敬	大阪大学工学研究科	教授
法常 格	佐野・法常法律事務所	弁護士
深川 良一	立命館大学理工学部	教授
古阪 秀三	京都大学大学院工学研究科	助教授
道奥 康治	神戸大学工学部	教授
山内 直人	大阪大学大学院国際公共政策研究科	教授

工事価格と性能等のみを相対的に評価

$$\text{評価値} = \frac{100\text{点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

※0 ≤ 加算点 ≤ 最大60

(目標状態 = 100点 = 標準点の場合)





公共工事等における
新技術活用システム

NETIS

/ネ/テ/イ/ス/
登録までの手続きと活用方法

平成10年度～ 運用開始

平成13年度～ インターネットで一般公開

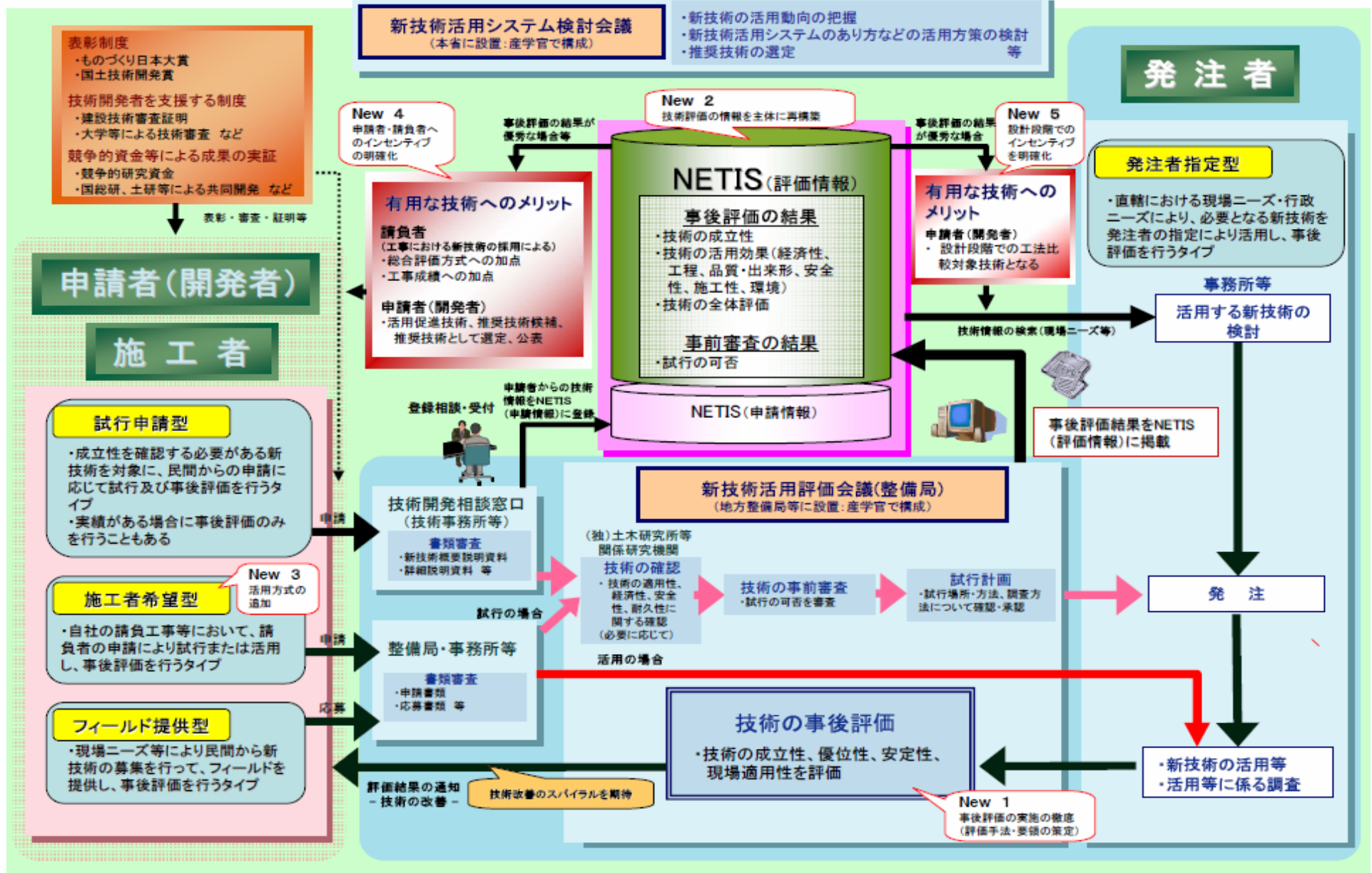
平成18年8月 「新技術活用システム」として本格運用

※ **NETIS** (新技術情報提供システム) ~ *New Technology Information System* ~

国土交通省が運用している新技術に係る情報を、共有及び提供するためのデータベースです。平成10年度より運用を開始し、平成13年度よりインターネットで一般にも公開。有用な新技術の情報を誰でも容易に入手することが可能です。平成18年6月末時点で約4,000件の申請情報が登録がされています。

- NETIS掲載情報は、当該技術に関する証明、認証その他何ら技術の裏付けを行うものではなく、新技術活用にあたっての参考情報です。
- 申請情報は、技術開発者からの申請に基づく情報であり、その内容について、国土交通省が評価等を行っているものではありません。申請情報のNETIS掲載に伴う苦情、紛争等への対応は、NETIS申請者の責任において行っていただきます。
- 評価情報は、当該技術の活用等を行った結果に基づき評価を行ったものであり、個々の現場の条件その他により評価は変わりうる等の性格を有するものです。
- 新技術の活用は、現場毎の条件の適合性等による判断に応じて設計・工事担当部署がそれぞれ行うものであり、評価結果に基づき当該技術の活用等の実施が保証されるものではありません。
- 特許権等知的財産権については、関係法令に基づき取り扱われます。

公共工事等における新技術活用システム



NETIS登録申請受付から事後評価までの流れ

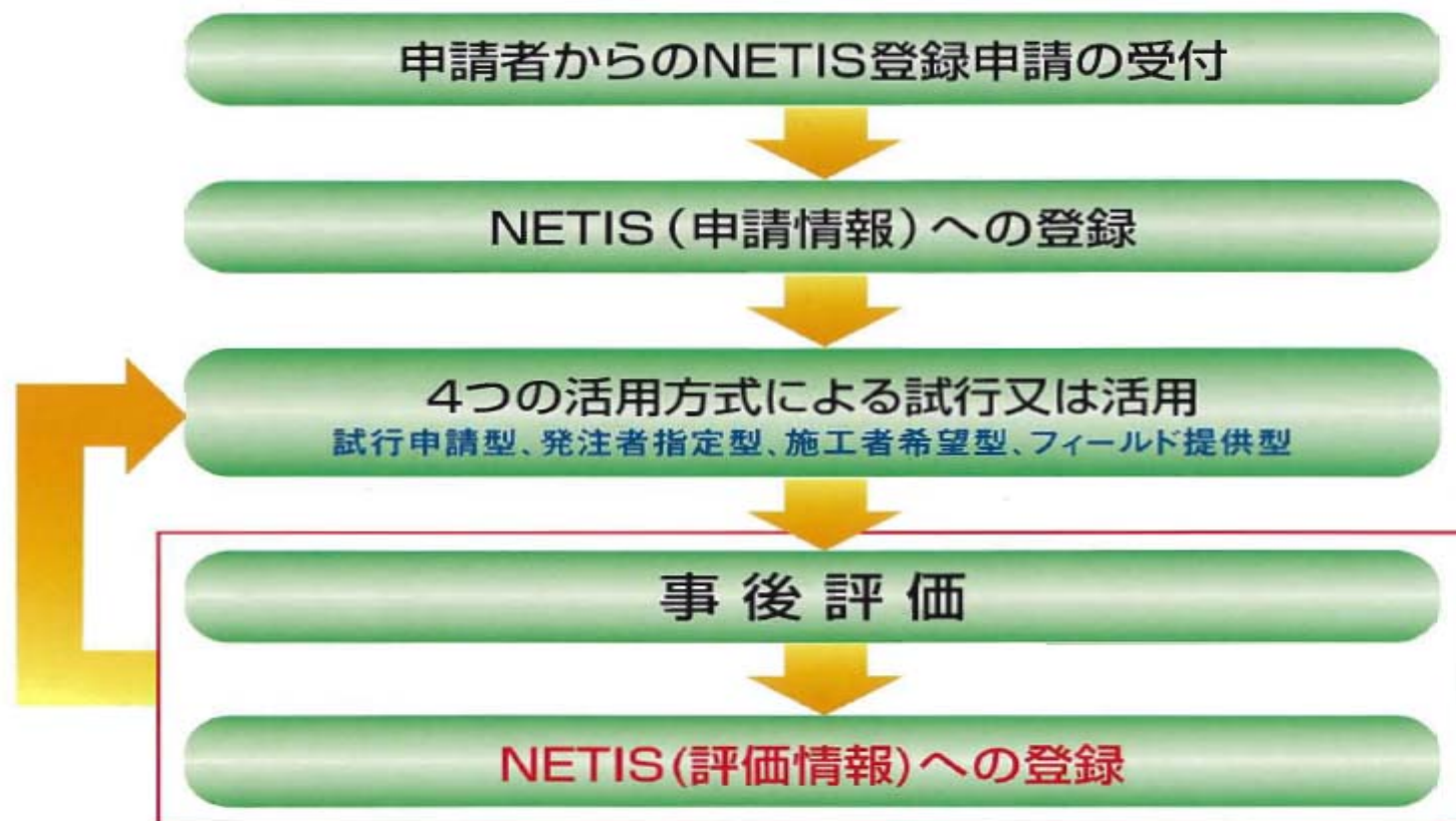
NETIS（申請情報）に登録された新技術は、4つの活用方式により試行又は活用され、大学、産業界、研究機関、行政等からなる新技術活用評価会議で、技術の成立性、優位性、安定性、現場適用性が評価されます。

「試行」とは

直轄工事等（直轄における工事又は業務をいう）において技術の成立性等申請情報の妥当性を確認するため新技術を直轄工事等で用いることをいいます。

「活用」とは

新技術を直轄工事等で用いることをいいます（試行の場合を除く）。



NETISの新規登録申請の流れ

新技術情報の新規登録について国土交通省のNETISのウェブサイトホームページで「NETISについて」の欄より「NETIS登録を申請される方へ」をクリックしてください。

国土交通省NETIS
ウェブサイト

<http://www.kangi.ktr.mlit.go.jp/RenewNetis/index.asp>

新技術を 登録したい

※新技術情報入力システムをはじめ、必須書類はすべてNETISのウェブサイトよりダウンロードできるようになっています。
※必須と成っている書類については必ず作成してください。ヒアリングの際には持参してください。
※申請について、ウェブサイトより直接登録することはできません。

① 申請に必要な様式の入手

以下の基本様式をダウンロードして作成してください。

様式1:登録申請書
様式2:技術概要説明資料
様式3:技術詳細説明資料
様式4:比較表

その他の登録までに必要な様式は、各地方整備局で用意している場合があります。【必ず申請しようとしている地方整備局の申請・相談窓口※に確認してください。】
※申請・相談窓口については、本パンフレットの裏面を参照してください。

② 必要な書類の作成

必要書類の作成をしてください。

新技術情報の申請書類の作成（様式2）については、専用の入力システムが必要です。NETISのウェブサイトアクセスし専用の入力システム（新技術情報入力システム）を入手してください。

③ ヒアリング予約

新技術登録用申請資料と記載内容の技術的裏付資料を最寄りの申請・相談窓口*に持込み、申請をしてください。受理された段階で申請受付（ヒアリング）の予約をしてください。

④ 申請受付（ヒアリング）

新技術概要説明資料など、作成していただいた必要資料、新技術のカタログ、試験成績等に基づいて、申請・相談窓口のヒアリングを受けてください。

⑤ NETISへの登録

登録に必要な追加書類を提出してください。